

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の八の二第一項第四号の規定により、G B A Sの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

一 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする二五kHzの帯域内に輻射される平均電力が、同表の下欄に掲げる値以下であること。

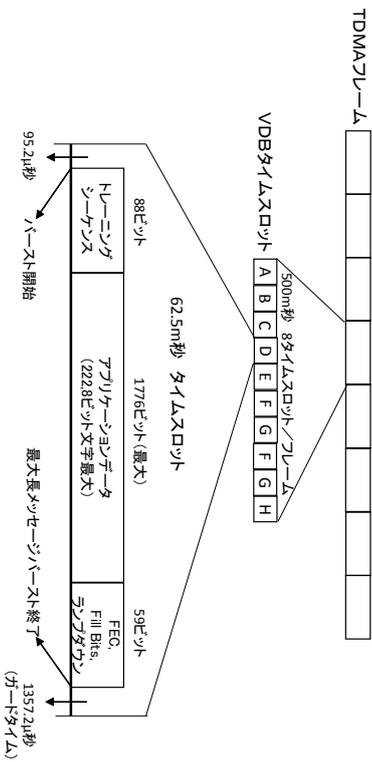
| 離調周波数  | 隣接チャネル漏えい電力の許容値                      |
|--------|--------------------------------------|
| 二五kHz  | 一二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。） |
| 五〇kHz  | （一）一三デシベル                            |
| 一〇〇kHz | （一）二二デシベル                            |
| 二〇〇kHz | （一）三六・五デシベル                          |

|         |              |
|---------|--------------|
| 四〇〇 kHz | (一) 四九・五デシベル |
| 八〇〇 kHz | (一) 五三デシベル   |
| 一・六 MHz | (一) 六一デシベル   |
| 一・九 MHz | (一) 六三デシベル   |

注 離調周波数間（離調周波数を中心とする二五 kHz の帯域内を除く。）における隣接チャネル漏えい電力の許容値の値と当該離調周波数毎に定める隣接チャネル漏えい電力の許容値の間は、線形に変化するものとする。

二 データリンク層における信号の構成は、別図に示すものであること。

別図 信号の構成



注 1 各 TDMA フレームは、500 m 秒であること。

- 2 2のTDM Aフレームは、協定世界時の1秒エポックに含まれるものであり、最初のTDM Aフレームは、協定世界時エポックの始まりから開始すること。
- 3 各TDM Aフレームは、8のVDBタイムスロットで構成され、各VDBタイムスロットの幅は、等しいものであること。